

# 設計書

工種	農森委
委託番号	第2号

課長		主席主査		設計担当者 農地森林整備課 林業基盤担当
----	--	------	--	----------------------

年度	令和6年度（債務負担行為）	作成年月日	令和6年1月11日
委託名	大滝山自然公園・浜田森林総合公園 給水施設および浄化槽保守管理業務委託	委託概要	・大滝山自然公園
委託位置	秋田市上新城道川字大滝・浜田字稲見沢地内	給水施設1箇所 浄化槽1基	
設計金額	¥ —	・浜田森林総合公園	受水槽1箇所 浄化槽3基
財源区分	国補・県補・(市単)		
委託期日	令和6年4月1日から 令和6年11月29日まで		

## 委 託 費 内 訳 表

項目	工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直 接 費	大滝山自然公園 給水施設保守管理	1	式			第 1 号内訳表のとおり
	大滝山自然公園 浄化槽保守管理	1	式			第 2 号 "
	浜田森林総合公園 給水施設保守管理	1	式			第 3 号 "
	浜田森林総合公園 浄化槽保守管理	1	式			第 4 号 "
		保守管理費				
間 接 費						
		諸経費				
		委託業務価格				
		消費税				10%
	委託業務費					





# 給水施設および浄化槽保守管理業務委託仕様書

## (共通事項)

- 1 本仕様書は、大滝山自然公園・浜田森林総合公園給水施設および浄化槽保守管理業務委託（以下「業務」という。）に適用するものとする。
- 2 受託者は、業務を完了したときは、業務完了報告書等により、速やかに委託者に報告し、検査を受けるものとする。
- 3 本仕様書で定めていない事項、及び業務実施上で生じた疑義については、委託者・受託者の両者で協議のうえ決定するものとする。

## (給水施設保守管理に関する事項)

- 4 受託者は、契約の履行にあたり、水道法・水道法施行令・水道法施行規則等の関係法規・規則等法令を遵守し、業務を実施するものとする。
- 5 受託者は業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する主任技術者を定め、業務工程表を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出するものとする。
- 6 受託者は別表に掲げる保守管理業務の実施項目を水質基準に関する省令の基準に従い、適正に実施するものとする。
- 7 受託者は、業務実施後、巡回点検、給水消毒及び水質検査の記録を作成し、そのつど施工写真を添えて委託者に速やかに提出するものとする。
- 8 受託者は上記の水質検査の記録の写しを3年間保存するものとする。

## (浄化槽保守管理に関する事項)

- 9 受託者は、契約の履行にあたり、浄化槽法・環境省関係浄化槽法施行規則等の関係法規・規則等法令を遵守し、業務を実施するものとする。
- 10 受託者は浄化槽管理士の資格を有する主任技術者を定め、業務工程表を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出するものとする。
- 11 受託者は、秋田市長から受けた浄化槽保守点検業者登録通知の写しを契約締結後速やかに委託者に提出するものとする。
- 12 受託者は別表に掲げる保守管理業務の実施項目を環境省関係浄化槽法施行規則の基準に従い、適正に実施するものとする。
- 13 受託者は、4月分の巡回点検を4月1日に実施するものとする。
- 14 巡回点検業務は浄化槽管理士の資格を有する主任技術者のみ行えるものとし、主任技術者は浄化槽管理士の証明書を携帯し、業務を実施するものとする。
- 15 受託者は、業務実施後、巡回点検の記録を作成し、そのつど施工写真を添えて委託者に速やかに提出し、提出の際にその内容を説明するものとする。
- 16 受託者は上記の巡回点検の記録の写しを3年間保存するものとする。

(別表) 保守管理業務の実施項目は次のとおりとする

設備の名称	規模・規格	数 量	実施項目	実施時期及び回数	適 用	
大滝山自然公園						
給水施設		1 箇所	巡回点検	毎月	4月から11月まで 1人/月=8人 5月と8月は検査機関へ検体搬入 0.5人/月×2月=1人 (1)給水栓の死に水の除去(数分のたれ流し)。 (2)簡単な水質検査(残留塩素、ph)他、臭い、味の確認。 (3)毎月1回排泥弁を開放し汚泥の排出を行う。	
			給水消毒	毎月	法令で定める水質基準を常時確保できるよう調整。 ※使用薬品例 飲料水用固形塩素剤 水質検査用試薬(DPD) その他	
			水質検査	5、8月	2回	(厚生労働大臣登録検査機関) (5月)11項目+TCE2項目 (8月)15項目+総トリハロメタン等5項目
浄化槽	単独 分離接触ばっ 気、三次処理接 触ばっ気  50人槽	1 基	巡回点検	4、6、8、10	4回	期間(4月～11月) 点検回数2ヶ月に1回。
			処理水消毒	4、6、8、10	1式	法令で定める水質基準を常時確保できるよう調整。 ※使用薬品例 固形塩素剤
			清掃	11月		
浜田森林総合公園						
給水施設		1 箇所	小規模貯水槽 水道水質検査	10月	1回	(厚生労働大臣登録検査機関) 外観、水質検査
浄化槽	単独処理 分離接触ばっ気 25人槽	3 基	巡回点検	4、6、8、10	4回	期間(4月～11月) 点検回数2ヶ月に1回。
			処理水消毒	4、6、8、10	1式	法令で定める水質基準を常時確保できるよう調整。 ※使用薬品例 固形塩素剤
			清掃	11月		

名 称	種 別	数 量	単 位	摘 要
1 大滝山自然公園給水施設保守管理				
巡回点検費	期間（4月～11月）	9	人	
消毒薬品費	飲料水用固形塩素剤	20	kg	
水質検査費(1)	一般細菌～蒸発残留物まで15項目	1	回	
水質検査費(2)	総トリハロメタン～クロロホルムまで5項目	1	回	
水質検査費(3)	一般細菌～濁度まで11項目+TCE2項目	1	回	
2 大滝山自然公園浄化槽保守管理				
巡回点検費	期間（4月～11月）	4	回	
消毒薬品費	固形塩素剤	1.2	kg	
清掃費		1	箇所	
3 浜田森林総合公園給水施設保守管理				
小規模貯水槽水道水質検査		1	回	
4 浜田森林総合公園浄化槽保守管理				
巡回点検費	期間（4月～11月）	4	回	
消毒薬品費	固形塩素剤	3.6	kg	
清掃費		3	箇所	

水質検査項目内訳			
検査項目	水質検査費(1)	水質検査費(2)	水質検査費(3)
1 一般細菌	○		○
2 大腸菌	○		○
3 亜硝酸態窒素	○		○
4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○
5 塩化物イオン	○		○
6 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○		○
7 PH値	○		○
8 味	○		○
9 臭気	○		○
10 色度	○		○
11 濁度	○		○
12 鉄	○		
13 マンガン	○		
14 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○		
15 蒸発残留物	○		
16 総トリハロメタン		○	
17 プロモジクロロメタン		○	
18 ジブロモクロロメタン		○	
19 ブロモホルム		○	
20 クロロホルム		○	
21 トリクロロエチレン			○
22 テトラクロロエチレン			○
	15項目	5項目	13項目